

令和5年4月12日

各市町村教育委員会 様

愛知縣市町村教育委員会連合会
会長 鶴田英孝
(公印省略)

令和6年度文教施策と予算措置に関する要望事項の提出について（依頼）

陽春の候 貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本連合会の活動につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、本連合会では毎年度、愛知県教育委員会に対し「文教施策と予算措置に関する要望書」を提出し、要望活動を行っております。この度、「令和6年度文教施策と予算措置に関する要望書」の提出に向け、要望事項について調査いたしたく存じますので、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、下記のとおりご回答くださいますようお願いいたします。

なお、要望書の作成につきましては、より効果ある要望活動を行うため、重点事項を絞り込み、集約する方法で行いたいと存じますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 回答方法

昨年度の要望書も参考に、本連合会が最優先に要望すべき事項を、過年度要望事項を含めて最大2件まで、1件につき調査票1枚で提出してください。
※昨年度の要望書の体系付けによる記号番号を付けてください。
※今年度提出された要望事項のみを取りまとめ、要望書といたします。
(整理の都合上、電子データでご提出くださいますようお願いいたします。)
- 2 回答期限

令和5年5月19日（金）
- 3 その他

提出期限までにご回答がない場合は、要望事項がないものとさせていただきます。
調整の結果、要望書に掲載されない場合がありますので、予めご了承ください。

【担当】愛知縣市町村教育委員会連合会事務局
(刈谷市教育委員会教育総務課) 溝口・落合
TEL: 0566-62-1034
FAX: 0566-25-1006
Email kyouikusoumu@city.kariya.lg.jp

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「掲げる額」を「定める額に1.3を乗じて得た額」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の
新旧対照表

新	旧
<p>(利用料金)</p> <p>第14条 文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表に<u>掲げる額に1.3を乗じて得た額</u>の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第14条 文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表に<u>掲げる額</u>の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>